

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 会議資料

平成31年4月25日(木)



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局

「未来投資戦略2018」等の進捗状況(1)

【未来投資戦略2018(抄)】

記載内容	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> □ 空港、上下水道、道路、文教施設、港湾などの重点分野のコンセッションの取組を強化する。 □ 「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成30年改定版)」(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)の従来からのコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設に加え、新たに重点分野とされた公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を強化する。 <p>※【PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)(抄)】</p> <p>② 水道</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成26年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を目標とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体におけるコンセッション方式の検討状況については、これまでに6つの地方自治体において、資産評価(デューデリジェンス)又は同等の検討が終了した。 ➤ 公の関与を強化したコンセッション方式を実施可能とする水道法の一部を改正する法律案が、平成30年12月6日に成立した。今後、改正水道法に基づく新たな許可制度の運用について詳細に検討し、新制度によるコンセッション事業の活用を促進していく。

地方公共団体	備考
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年2月・平成28年2月に実施方針に関する条例改正案を議会に提出(成立せず) ○ 平成30年度から、管路更新事業への改正法に基づくコンセッション方式の導入について検討中
奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出(成立せず)
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度に資産評価(デューデリジェンス)、マーケットサウンディングを実施 ○ 平成30年度から、実施方針条例案について検討中
浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度に資産評価(デューデリジェンス)、マーケットサウンディングを実施(平成31年1月にコンセッション方式の導入を当面延期する旨を表明)
伊豆の国市 村田町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度に資産評価(デューデリジェンス)を実施

「未来投資戦略2018」等の進捗状況(2)

【未来投資戦略2018(抄)】

記載内容	進捗状況
<p>□ 関係府省は、所管事業に関する国庫補助や地方交付税措置について、改革のインセンティブを阻害する仕組みの排除や、改革を促進するインセンティブを組み込む視点から点検等を行う。</p>	<p>➤ 水道事業においては、公共施設等運営権制度を活用している地方公共団体においても、国庫補助制度が活用できるよう措置済みである。また、先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者等を支援できるよう平成31年度予算においても引き続き計上している。</p>
<p>□ 内閣府は事業の関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。</p>	<p>➤ 内閣府からの体制整備の求めがあった場合、状況に応じて協力を検討する。</p>
<p>□ 関係省庁は、混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合の契約の妥当性、契約手続の合規性を担保するために必要な仕組みを整理し、関係地方公共団体に周知する。また、今後の各分野での先行案件の取組を踏まえて、標準仕様書、設計指針等について、運営権者の創意工夫が反映できるよう改定を行う。</p>	<p>➤ 契約額の妥当性等の確認及び標準仕様書等の改定については、水道分野では先行案件がないため、他分野の先行案件における取組事例の把握に努め、今後、コンセッションの導入が見込まれる関係地方公共団体等に対し、必要に応じ周知していく。</p>

「未来投資戦略2018」等の進捗状況(3)

【インセンティブ改革を通じた公共サービス改革の飛躍的發展とこれを支える強固な体制の整備に向けて(抄)】

記載内容	進捗状況
<p>□ 上下水道分野の公共施設等運営権事業においては、物価変動リスクを全て運営権者に転嫁するのは非現実的であり、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みが必要である。年内をめぐりに関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を規定し、関連する自らのマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。内閣府では、これを受けてガイドラインを策定する。</p>	<p>➤ 水道法の一部を改正する法律案が、平成30年12月6日に成立した。今後、物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式について検討し、関連するマニュアル等に規定していく。</p>
<p>□ 平成30年通常国会における水道法改正が成立した場合の、公共施設等運営権方式に関する事項で政省令等に委任されている部分や、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。</p>	<p>➤ 水道法の一部を改正する法律案が、平成30年12月6日に成立した。今後、公共施設等運営権方式に関する事項で政省令等に委任されている部分や、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。</p>
<p>□ 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。</p>	<p>➤ 先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者等を支援できるよう平成31年度予算においても引き続き計上している。</p>